

(2) 相続財産(負債)

負債でない

<h2 style="margin: 0;">負債</h2> <p style="margin: 5px 0;">→借入金, 未払い金, 公租公課, 敷金, 保証金の預かり金, 保証債務, 連帯債務など</p>	<h2 style="margin: 0;">葬儀費用 相続税</h2>
---	--

相続分に応じて分割された金額を相続する。

(1) 遺言がない場合
各相続人が法定相続分で分割して負担

(2) 遺言がある場合
指定相続分の割合で各相続人が負担
ただし、債権者は法定相続分でも請求できる。

(3) 相続財産ではないもの

生命保険金, 死亡退職金(退職慰労金), 弔慰金, 香典, 相続開始後遺産分割時までに相続財産から生じた果実(賃貸用不動産から生じた賃料債権など)は, 相続財産ではありません。

相続財産ではないもの

- 1 生命保険金 (受取人のもの) 生命保険
- 2 死亡退職金 (就業規則で定められた人のもの) 死亡退職金
- 3 弔慰金 (慣習による)
- 4 香典 (慣習による)
- 5 相続開始時から遺産分割時までの間に、
相続財産である賃貸マンションから生じた賃料債権
(各相続人が相続分で分割取得) 御遺言
御遺言

